

○ 調査・分析における傷病者の情報の取扱いについて

(1) 傷病者に関する情報の取扱いについては、「事後検証における患者に関する情報の取扱いについて」（平成17年3月31日付け医政指発第0331005号・消防救第97号）及び「医療機関に搬送した傷病者に関する情報について」（平成17年3月31日付け消防救第95号）等において整理されており、以下のように考えられる。

- ① 調査・分析のために、個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当する医療機関が保有する患者に関する情報を関係行政機関に提供する場合は、同法第23条第1項第3号及び第4号に該当すると考えられること。
- ② 調査・分析のために、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する「行政機関」に該当する医療機関が保有する患者に関する情報を関係行政機関に提供する場合は、同法第8条第2項第3号に該当すると考えられること。
- ③ 調査・分析のために、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する「独立行政法人等」に該当する医療機関が保有する患者に関する情報を関係行政機関に提供する場合は、同法第9条第2項第3号に該当すると考えられること。
- ④ 調査・分析において、関係行政機関が、医療機関の保有する患者に関する情報を公表するに当たっては、傷病者を特定できないよう匿名化する等により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項及び独立行政法人等の保有する個人

情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する「個人情報」に該当しない範囲内の情報にとどめること。

- (2) 氏名、生年月日、住所等を消去することで個人情報を匿名化すること等については、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（厚生労働省・平成16年12月24日（平成18年4月21日改正））のⅡの2.「個人情報の匿名化」等を参考にする

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf>